

店舗型異性紹介営業(いわゆる「出会い喫茶」)の法規制の実施等について

現在、「出会い喫茶」という営業が大都市圏を中心に広がっており、これに伴い、利用した青少年が児童買春やわいせつ行為の被害者となる事件も多発しています。

「出会い喫茶」は、料金を支払った男性客が店内にいる面識のない女性を指名し、合意すれば店外に連れ出すことができるというもので、現在のところ「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)などの規制対象とはなっておりません。

こうした状況に鑑み、首都圏の各自治体では独自の条例などによる取組を進めているところですが、今後、こうした法の間隙を縫った極めて悪質な営業が、全国各地で展開されることが十分に想定されるため、青少年の保護、清浄な地域環境の保持の両面から、全国一律に規制し、また、青少年が利用することのないよう啓発することが必要です。

そこで、国におかれては、

- 1 「風営法」の改正により「出会い喫茶」を全国一律に規制すること
- 2 保護者や青少年に対し、「出会い喫茶」の危険性などについて周知啓発を行うこと

を早期に実施されるよう強く要望します。

平成 年 月 日

内閣府特命担当大臣 小淵 優子 様
警察庁長官 吉村 博人 様

八都県市首脳会議

座長	横浜市 長	中 田	宏
	埼玉県 知事	上 田	清 司
	千葉県 知事	堂 本	暁 子
	東京都 知事	石 原	慎太郎
	神奈川県 知事	松 沢	成 文
	川崎市 長	阿 部	孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡	啓 一
	さいたま市 長	相 川	宗 一